

【国土・環境委員会】

(1) 審議概観

第142回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件（うち本院先議1件）、衆議院建設委員長提出1件の合計9件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願20種類225件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案は、平成10年度を初年度とする新たな道路整備5箇年計画を策定するとともに、同5箇年計画にあわせて、奥地等産業開発道路整備計画を策定するため、奥地等産業開発道路整備臨時措置法の有効期限を平成15年3月31日まで延長することとするものである。

委員会においては、道路整備による長期的な経済効果、道路審議会の委員の構成と議事録の公開等について質疑の後、小川理事（民友）より、道路整備5箇年計画を国会承認事項とすること、計画が終了したときは政府は報告書を作成し、国会へ提出することを義務づけること等を内容とする修正案が提出されたが、討論の後、修正案は否決し、多数をもって原案どおり可決した。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案は、公共土木施設に関する災害復旧事業の充実及び当該事業に関する助成事務の合理化を図るため、国が事業費の一部を負担する施設として公園を追加するとともに、災害復旧事業に係る採択限度額を引き上げる等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案は、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、平成10年度から14年度までの5年間、政府は、引き続き、大気汚染の原因である物質を排出する自動車に係る費用負担分として自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を公害健康被害補償予防協会に対して交付することとする措置を講じようとするものである。

委員会においては、質疑の後、全会一致をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

都市計画法の一部を改正する法律案は、地域の実情に対応した市街地の整備の推進を図るため特別用途地区の多様化及び臨港地区に関する都市計画の決定権限の見直しを行うとともに、市街化調整区域における良好な居住環境の維持及び形成を図るため地区計画の策定対象地域及び開発許可の対象範囲の拡大を図ろうとするものである。

委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、都市計画法制定時と現在の都市集中の状況変化、容積率緩和制度の内容とこれまでの実績、市街化調整区域におけるスプロール現象の原因、条例で定める特別用途地域の種類等について質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案は、市街地の再開発を促進するため、都市再開発方針の策定対象区域の拡大、特定事業参加者制度

及び認定再開発事業制度の創設を図るとともに、臨時の措置として、一定の大都市における都市計画道路に係る都市開発資金貸付金の償還期間を延長する措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。

高速自動車国道法等の一部を改正する法律案は、「21世紀を切りひらく緊急経済対策」や道路審議会建議などを踏まえ、民間活力を活用した社会資本整備を推進しようとする施策の一つであり、高速自動車国道の通行者の利便の向上を図りつつ、高速自動車国道を活用する多様な事業の推進に資するため、商業施設その他の施設の通路等を高速自動車国道に連結することができることとするとともに、高速自動車国道の連結路の周辺の土地の合理的利用及び通行者の利便の増進に資する施設について道路の占用の許可基準の特例を設け、併せて関連する日本道路公団の業務を追加する等の措置を講じようとするものである。

本法律案の施策が展開されることにより、民間事業者にとっては新たな事業推進の契機を得ることができるとともに、国及び日本道路公団にとっては高速自動車国道の利用増による収入増や、新たに導入する連結料を高速自動車国道事業費の償還に充当できることとなるなど、施策による経済的効果が見込まれるのである。

委員会においては、高速道路の整備効果、連結許可の対象となる地域の数、インターチェンジ所在市町村の救急業務に対する国からの財政支援措置、建設省の道路公団に対する命令、検査等の実施状況、本改正案提出の背景、連結許可対象施設への道路公団の投資の理由等について質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

建築基準法の一部を改正する法律案は、近年、建築行政の基本をなす建築規制の在り方に関し、国民のニーズの高度化・多様化、技術の進展等の変化に応じて、規制緩和などによる選択の自由の拡大や阪神・淡路大震災を契機として高まった建築物の安全性の一層の確保といった国民の要請に、いかに対応して行くかが課題となっていた状況の中で、建築審議会の答申を踏まえて提出されたものであり、規制緩和、国際調和、安全性の一層の確保及び土地の合理的利用の推進等の要請に的確に対応した新たな建築規制制度を構築するため、民間機関による建築確認・検査制度の創設、建築基準への性能規定の導入を始めとする単体規定の見直し、建築確認の円滑化のための新たな手続制度の整備、中間検査制度の創設、一定の複数建築物に対する建築規制の適用の合理化等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、性能規定の導入による問題点、民間機関による建築確認・検査制度の創設の理由、中間検査の対象建築物の範囲等について質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。なお、附帯決議を付した。

国土利用計画法の一部を改正する法律案は、最近の地価動向等を踏まえ、土地取引規制を合理化し、土地取引の円滑化に資するため、全国にわたる大規模な土地取引についての事前の届出に関する措置に変えて、土地取引後の届出に関する措置を設けるとともに、地価が相当程度上昇している区域に限り大規模な土地取引について届出を事前とする措置を設けようとするものである。

委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。

優良田園住宅の建設の促進に関する法律案は、市町村は、優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針を定めることができることとし、優良田園住宅を建設しようとする者は、その建設計画を作成し、市町村の認定を受けることができることとするものである。

委員会においては、質疑を行い、討論の後、多数をもって可決した。

〔国政調査等〕

3月10日、瓦建設大臣から建設行政の基本施策について、亀井国土庁長官から国土行政の基本施策について、鈴木北海道開発庁長官から北海道開発行政の基本施策について、大木環境庁長官から環境行政の基本施策についてそれぞれ所信を聴き、政府委員から公害等調整委員会の事務概要について説明を聴いた。

同月11日、環境行政の基本施策及び公害等調整委員会の事務概要について質疑を行い、産業廃棄物処理施設の設置の手続、環境ホルモンについての調査研究計画、学校給食用食器の材質、京都議定書の署名・批准の時期、ダイオキシンの危険性についての認識と対策、焼却灰の最終処理について産廃と一廃とで処理方法が異なる理由、緑のダイヤモンド計画の事業内容と森林伐採についての環境庁と林野庁の調整、フロンの回収・破壊を法的に義務づける必要性、長野オリンピック滑降コースの高山植物について競技による影響の有無、生物多様性国家戦略の概要と施策の現状と課題、自然公園の管理の実情、圏央道のアセスの妥当性等が取りあげられた。

同月12日、建設行政の基本施策、国土行政の基本施策、北海道開発行政の基本施策について質疑を行い、建設省所管の特殊法人の改革についての検討状況、新しい全総計画における阪神・淡路地域の復興の位置づけ、建設行政における公共部門と民間部門の役割分担、北海道におけるアクア・グリーン・ストラテジー事業の手法と実施状況、土地流動化のための施策、河川法改正後における環境にかかわる河川行政の動向、通学路安全点検調査の取組経緯と実施状況、小子・高齢化時代を迎えての住宅政策の課題と将来展望、建設省から地方公共団体への出向の実態、新しい全総計画における国土軸の概念、都市計画制度改正の概要、都市のリノベーションのイメージ等が取りあげられた。

また、5月12日及び6月4日に調査を行い、環境ホルモンに関する研究体制の整備と各省庁の対応、豊能郡美化センター北側のダイオキシンに関する調査の必要性、産業廃棄物焼却施設のダイオキシン排出実態調査の強化、給食食器の材質の安全性、日本における毒性学分野の研究状況と文部省の支援、環境科学汚染物質の排出と移動に関するパイロット事業の概要、環境ホルモンの複合汚染に関する安全基準についての調査の必要性和研究体制、環境ホルモンの定義、有機すず化合物の全面使用禁止についての国際協定の実現に向けての現状、コプラナーPCBについての現状認識、WHOのダイオキシンの基準値強化についての認識、中山川ダムの完成後の水質の安全性、古紙の慢性的な余剰と古紙価格の暴落についての要因把握、地球温暖化対策推進法の成立の努力、ダイオキシンと環境ホルモンとの関係、河川、湖沼、海域の水質の改善状況等について質疑を行った。

また、4月7、8日の両日、予算委員会から委嘱を受けた総理府（公害等調整委員会、北海道開発庁、環境庁、国土庁）、運輸省（気象庁、港湾整備特別会計）、建設省、住宅金融公庫及び北海道開発公庫関係予算について審査を行い、臨時大深度地下利用調査会の検討状況、北海道において1兆円の国費を投じて開発事業を続けることの必要性、民間の参加が期待できる分野についてのPFIの積極的活用、地球温暖化防止と省エネ法改正案と

のかかわり、公共工事コスト縮減対策に関する行動指針の10年度予算への反映、シックハウス症候群についての認識と対応策、公共事業の費用対効果分析に関する取組と独立評価機関の必要性、住宅・都市整備公団の改革による機能の変化、スーパー堤防整備事業の総事業費と完成の見通し、大水深コンテナターミナルの整備の必要性についての認識、琵琶湖総合保全推進調査の現状等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成10年1月22日（木）（第1回）

- 理事を選任した。
- 国土整備及び環境保全等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年3月10日（火）（第2回）

- 建設行政の基本施策に関する件について瓦建設大臣から、
国土行政の基本施策に関する件について亀井国土庁長官から、
北海道開発行政の基本施策に関する件について鈴木北海道開発庁長官から、
環境行政の基本施策に関する件について大木環境庁長官からそれぞれ所信を聴いた。
- 公害等調整委員会の事務概要に関する件について政府委員から説明を聴いた。

○平成10年3月11日（水）（第3回）

- 環境行政の基本施策に関する件及び公害等調整委員会の事務概要に関する件について大木環境庁長官、政府委員、文部省、外務省及び建設省当局に対し質疑を行った。

○平成10年3月12日（木）（第4回）

- 建設行政の基本施策に関する件、国土行政の基本施策に関する件及び北海道開発行政の基本施策に関する件について瓦建設大臣、亀井国土庁長官、鈴木北海道開発庁長官、政府委員、厚生省及び環境庁当局に対し質疑を行った。

○平成10年3月24日（火）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について瓦建設大臣から趣旨説明を聴いた。
- 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について大木環境庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成10年3月31日（火）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について大木環境庁長官、政府委員、通商産業省及び警察庁当局に対し質疑を行

った後、可決した。

(閣法第16号) 賛成会派 自民、民友、公明、社民、共産、自由、さき、改ク
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案**
(閣法第14号)(衆議院送付)について瓦建設大臣、政府委員、警察庁当局及び参考人日本道路公団理事黒川弘君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第14号) 賛成会派 自民、公明、社民、自由、さき、改ク
反対会派 民友、共産

○平成10年4月7日(火)(第7回)

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。

○平成10年度一般会計予算(衆議院送付)

平成10年度特別会計予算(衆議院送付)

平成10年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(総理府所管(公害等調整委員会、北海道開発庁、環境庁、国土庁)、運輸省所管(気象庁、港湾整備特別会計)、建設省所管、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫)について瓦建設大臣、亀井国土庁長官、鈴木北海道開発庁長官、大木環境庁長官及び政府委員から説明を聴いた後、各長官、同大臣、政府委員、総務庁、外務省、運輸省、資源エネルギー庁、厚生省、通商産業省当局、参考人本州四国連絡橋公団理事縣保佑君及び住宅・都市整備公団理事梅野捷一郎君に対し質疑を行った。

○平成10年4月8日(水)(第8回)

○平成10年度一般会計予算(衆議院送付)

平成10年度特別会計予算(衆議院送付)

平成10年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(総理府所管(公害等調整委員会、北海道開発庁、環境庁、国土庁)、運輸省所管(気象庁、港湾整備特別会計)、建設省所管、住宅金融公庫及び北海道東北開発公庫)について瓦建設大臣、亀井国土庁長官、大木環境庁長官、鈴木北海道開発庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成10年4月9日(木)(第9回)

○**優良田園住宅の建設の促進に関する法律案(衆第9号)(衆議院提出)**について提出者衆議院建設委員長遠藤乙彦君から趣旨説明を聴き、同君及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(衆第9号) 賛成会派 自民、民友、公明、社民、自由、さき、改ク
反対会派 共産

- **公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案**(閣法第15号)(衆議院送付)について瓦建設大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、厚生省及び国土庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第15号) 賛成会派 自民、民友、公明、社民、共産、自由、さき、改ク
反対会派 なし

○平成10年4月16日(木)(第10回)

- **高速自動車国道法等の一部を改正する法律案**(閣法第70号)について瓦建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年4月23日(木)(第11回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- **高速自動車国道法等の一部を改正する法律案**(閣法第70号)について瓦建設大臣、政府委員、消防庁当局、参考人日本道路公団総裁鈴木道雄君及び同公団理事下笠直樹君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第70号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、さき、改ク
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成10年5月12日(火)(第12回)

- 理事の補欠選任を行った。
- ダイオキシン・環境ホルモン対策等に関する件について大木環境庁長官、政府委員、環境庁、通商産業省、農林水産省及び文部省当局に対し質疑を行った。
- **都市計画法の一部を改正する法律案**(閣法第47号)(衆議院送付)
都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(閣法第48号)(衆議院送付)

以上両案について瓦建設大臣から趣旨説明を聴き、

国土利用計画法の一部を改正する法律案(閣法第82号)(衆議院送付)について亀井国土庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成10年5月19日(火)(第13回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- **都市計画法の一部を改正する法律案**(閣法第47号)(衆議院送付)
都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(閣法第48号)(衆議院送付)
国土利用計画法の一部を改正する法律案(閣法第82号)(衆議院送付)

以上3案について瓦建設大臣、亀井国土庁長官、政府委員及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

- **中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律**

案(閣法第39号)(衆議院送付)について経済・産業委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成10年5月21日(木)(第14回)

- 都市計画法の一部を改正する法律案(閣法第47号)(衆議院送付)

都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(閣法第48号)(衆議院送付)

国土利用計画法の一部を改正する法律案(閣法第82号)(衆議院送付)

以上3案について参考人日本経済新聞社論説委員・都市計画中央審議会委員井上繁君、法政大学法学部教授五十嵐敬喜君、関東学院大学経済学部教授岩澤孝雄君及び千葉商科大学商経学部教授伊藤公一君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行い、瓦建設大臣、亀井国土庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第47号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、さき、改ク

反対会派 共産

(閣法第48号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、さき、改ク

反対会派 共産

(閣法第82号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、さき、改ク

反対会派 共産

なお、都市計画法の一部を改正する法律案(閣法第47号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

- 建築基準法の一部を改正する法律案(閣法第99号)(衆議院送付)について瓦建設大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成10年5月28日(木)(第15回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 建築基準法の一部を改正する法律案(閣法第99号)(衆議院送付)について瓦建設大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成10年6月2日(火)(第16回)

- 建築基準法の一部を改正する法律案(閣法第99号)(衆議院送付)について以下の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

高崎市長

東京大学工学系研究科教授

鹿島建設株式会社設計エンジニアリング総事業本部企画部長

日本福祉大学情報社会科学部教授

松浦 幸雄君

神田 順君

坪内 文生君

片方 信也君

○平成10年6月4日(木)(第17回)

- 建築基準法の一部を改正する法律案(閣法第99号)(衆議院送付)について瓦建設大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第99号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、さき、改ク
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 環境ホルモン・ダイオキシン対策に関する件、吉野川第十堰建設問題に関する件、産業廃棄物に関する件、リサイクル対策に関する件、C O P 4に向けた取組に関する件、手賀沼の水質保全対策に関する件等について大木環境庁長官、瓦建設大臣、政府委員、環境庁、文部省、運輸省、水産庁及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

○平成10年6月18日(木)(第18回)

- 請願第24号外254件を審査した。
- 国土整備及び環境保全等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案 (閣法第14号)

【要 旨】

本法律案は、道路を緊急かつ計画的に整備して道路交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善等に資するため、平成10年度を初年度とする新たな道路整備5箇年計画の作成等道路の整備に関し必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 平成10年度を初年度とする道路整備5箇年計画を策定することとする。
- 2 道路整備5箇年計画に合わせて、平成10年度を初年度とする奥地等産業開発道路整備計画を策定するため、奥地等産業開発道路整備臨時措置法の有効期限を平成15年3月31日まで延長する。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(閣法第15号)

【要 旨】

本法律案は、公共土木施設に関する災害復旧事業の充実及び当該事業に関する助成事務の合理化を図るため、国が事業費の一部を負担する施設として公園を追加するとともに、災害復旧事業に係る採択限度額を引き上げる等所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 対象施設の追加
国が災害復旧事業費の一部を負担する公共土木施設に公園を追加するものとする。
- 2 採択限度額の引上げ
国が事業費の一部を負担する災害復旧事業の1箇所の工事の費用の最低額を、都道府県及び指定市に係る工事にあっては従来の60万円から120万円に、指定市を除く市町村に係る工事にあっては従来の30万円から60万円に引き上げるものとする。

3 1箇所の工事とみなす範囲の拡大

1箇所の工事とみなす範囲を、1の施設についての災害にかかった箇所の間隔が従来の50メートル以内で連続するものから100メートル以内で連続するものに拡大するものとする。

4 その他

(1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第24条第1項の規定が適用される災害復旧事業の工事費の上下限を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の採択限度額に併せて引き上げるものとする。

(2) 建設省設置法に、公園の災害復旧に関する事務を明記するものとする。

5 施行期日

この法律は公布の日から施行するものとする。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)

【要 旨】

本法律案は、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、平成10年度から平成14年度までの5年間、政府は、引き続き、大気汚染の原因である物質を排出する自動車に係る費用負担分として自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を公害健康被害補償予防協会に交付しようとするものである。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 被認定者に対する認定更新等が適切に行われるよう関係自治体の長を指導するとともに、治癒によって制度を離脱した者に対するフォローアップ事業についても、再発の防止に役立つよう努めること。また、被認定者の健康回復を図るための公害保健福祉事業については、その一層の充実強化を図ること。
- 2 健康被害の未然防止は環境政策の基本であり、健康被害予防事業については、これまでの効果を踏まえ、適切かつ効率的な実施に努めるとともに、環境保健サーベイランスシステムについては、的確な運用を図ること。
- 3 主要幹線道路沿道等の局地的な大気汚染による健康影響については、科学的知見が未だ十分でない現状にかんがみ、その早急な解明に努めるとともに、必要に応じ、被害救済の方途を検討すること。
- 4 大都市地域における窒素酸化物、浮遊粒子状物質等による複合的大気汚染については、改善が大幅に遅れ、依然として深刻な状況にあることにかんがみ、早急に環境基準の達成を図るため、大気汚染防止対策を一層強化すること。なかんずく窒素酸化物については、平成4年5月の参議院環境特別委員会の決議を踏まえ、遅くとも2000年までには環境基準が達成されるよう、最大限の努力を行うこと。
- 5 近年の大気汚染については、ディーゼル車を中心として、自動車排出ガスの寄与度が高いことにかんがみ、自動車単体規制の強化、低公害車の開発普及の促進に一層努めるとともに、環境保全に配慮した総合的な交通対策を強力に推進すること。
- 6 今後の環境保健施策の推進に当たっては、ダイオキシン等の問題が国民に大きな不安

感を与えている現状を踏まえ、その実態解明に向けての調査研究を充実強化するなどにより健康被害の未然防止に万全を期すこと。

右決議する。

都市計画法の一部を改正する法律案（閣法第47号）

【要 旨】

本法律案は、地域の実情に的確に対応した市街地の整備の推進を図るため、特別用途地区の多様化及び臨港地区に関する都市計画の決定権限の見直しを行うとともに、市街化調整区域における良好な居住環境の維持及び形成を図るため、地区計画の策定対象地域及び開発許可の対象範囲の拡大を図る等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特別用途地区の多様化

特別用途地区の種類を予め法令上定めず、市町村が具体の都市計画の中で定めるものとする。

2 市街化調整区域における開発許可の対象範囲の拡大等

市街化調整区域において、地区計画の策定できる地域を拡大するとともに、地区計画に適合する開発行為を開発許可の対象に加える。

3 都市計画における地方分権の推進

重要港湾以外の港湾に係る臨港地区に関する都市計画は市町村が定めるものとする。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

1 都市計画における地方分権の重要性に鑑み、地方分権推進計画を早急に推進するなど、自治体の主体性が一層確保できるよう権限の委譲に更に努めること。

2 市町村に対し、地域住民やまちづくり組織などの意見が十分に反映されるよう配慮しつつ、都市計画のマスタープランの策定を促進するよう指導すること。

3 市町村の都市計画決定権限の拡大に伴い、市町村の都市計画に係る執行体制の充実に努めるとともに、都道府県による支援・協力体制を強化するよう指導すること。

4 特別用途地区の類型の廃止に当たっては、地域の実情に対応するという改正の趣旨を十分尊重するよう、都道府県に対し指導するとともに、商業機能の適正配置など広範な目的で特別用途地区を十分に活用するよう、市町村に対し指導・支援すること。

5 市街化調整区域は市街化を抑制すべき地域であり、環境への配慮、優良農地等の保全の重要性に鑑み、地区計画を定める場合においては、無秩序な開発が行われないよう十分に配慮するよう指導すること。

6 未線引都市計画区域においても用途地域の指定を促進するなど、地域の実情に応じて計画的に土地利用を誘導するため、都市計画区域全域において、用途地域、特別用途地区、地区計画等各種手法の積極的な活用が図られるよう指導すること。

右決議する。

都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第48号)

【要 旨】

本法律案は、市街地の再開発を促進するため、都市再開発方針の策定対象区域の拡大、特定事業参加者制度及び認定再開発事業制度の創設を図るとともに、臨時の措置として、一定の大都市における都市計画道路に係る都市開発資金貸付金の償還期間を延長するための措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 都市再開発法の一部改正

(1) 都市再開発方針の策定対象区域の拡大

人口の集中の特に著しい大都市を含む都市計画区域について都市計画の市街化区域の整備、開発又は保全の方針に定められている都市再開発の方針を、全国の市街化区域の整備、開発又は保全の方針においても策定することとする。

(2) 特定事業参加者制度の創設

市街地再開発事業の施行者の負担の軽減及び円滑な事業化を図るため、市街地再開発事業を施行しようとする地方公共団体又は公団等は、施行規程において特定事業参加者に関する事項を定め、特定事業参加者から、将来取得することとなる再開発ビルの一部の相当額の負担金を納付させることができることとする。

(3) 再開発事業計画の認定制度の創設

新たな再開発の事業手法として、再開発事業を実施しようとする者は、再開発事業計画を作成し、都道府県知事の認定を申請することができることとする。都道府県知事は、計画が優良なものであると認めるときは、認定を行うことができることとするとともに、認定を受けた計画に従って再開発事業が適正に実施されるよう、都道府県知事が報告の徴収、改善命令、認定の取消し等の措置を講じることとする。

2 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正

都市計画道路の整備及びその沿道の再開発を促進するため、都市施設用地買取資金貸付金のうち、東京都区部及び政令指定都市内の都市計画に定められた一定の主要な道路に係る貸付金について、平成13年3月31日までの間、その償還期間を据置期間を含めて2年以内延長することができることとする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、2の規定は公布の日から施行するものとする。

高速自動車国道法等の一部を改正する法律案（閣法第70号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、高速自動車国道の通行者の利便の向上を図りつつ、高速自動車国道を活用する多様な事業の推進に資するため、商業施設その他の施設の通路等を高速自動車国道に連結することができることとするとともに、高速自動車国道の連結路の周辺の土地の合理的利用及び通行者の利便の増進に資する施設について道路占用の許可基準の特例を設け、併せて関連する日本道路公団の業務を追加する等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 高速自動車国道法の一部改正

- (1) 民間事業者が設置する高速自動車国道活用施設（商業施設、レクリエーション施設その他の施設であって、相当数の者が高速自動車国道を通行して利用すると見込まれるものをいう。）の通路等を、高速自動車国道と連結できる施設とするものとする。
- (2) その他、連結許可基準、連結料の徴収、連結許可等に基づく地位の承継等所要の規定を整備するものとする。

2 道路法の一部改正

高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路に附属する道路区域内の土地において、民間事業者が設置する通行者の利便の増進に資する施設（利便増進施設）で、当該土地の合理的利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるものの道路占用の許可については、道路の敷地外に余地がないためやむを得ないことを要件とする占用許可の基準を適用しないものとする。

3 日本道路公団法の一部改正

- (1) 日本道路公団（以下「公団」という。）の理事及び監事の任期を2年とするものとする。
- (2) 公団は、他の業務の遂行に支障のない範囲で、民間事業者の委託に基づき、1の高速自動車国道活用施設の通路等の建設及び管理を行うことができるものとする。
- (3) 公団は、2の利便増進施設であって、複数の民間事業者が共同で設置するもので高速自動車国道又は自動車専用道路の通行者に対する多様な利便の効率的提供に資するものに限り、その建設及び管理事業に投資することができるものとする。

4 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- (2) 連結許可等に関する建設大臣の権限の公団による代行、連結料を公団の収入とすること等について、道路整備特別措置法の改正を行うほか、本法律の改正に伴う経過措置を定める等所要の規定の整備を行うものとする。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 高速自動車国道活用施設に係る連結許可に当たっては、地域経済への影響、まちづくり、環境の保全の観点から、地域の意見が十分反映されるよう努めること。
 - 2 日本道路公団が行う業務に関し、いやしくも公正かつ公平を欠くことのないよう、一層監督・指導を強化すること。特に、関連公益法人とは厳正な関係を保つよう強く監督・指導を行うこと。
- 右決議する。

国土利用計画法の一部を改正する法律案（閣法第82号）

【要 旨】

本法律案は、最近の地価動向等を踏まえ、土地取引規制を合理化し、土地取引の円滑化に資するため、全国にわたる大規模な土地取引についての事前の届出に関する措置に代えて、土地取引後の届出に関する措置を設けるとともに、地価が相当程度上昇している区域

に限り大規模な土地取引について届出を事前とする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 大規模な土地取引についての事前届出制から事後届出制への移行

大規模な土地について土地売買等の契約を締結した場合には、当事者のうち権利取得者は、契約締結後2週間以内に、土地の利用目的、取引の価格等を、市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならないものとする。

2 地価が相当程度上昇している区域に限り大規模な土地取引について届出を事前とする
注視区域の創設

都道府県知事は、地価が一定の期間内に社会的経済的事情の変動に照らして相当な程度を超えて上昇し、又は上昇するおそれがあるものとして内閣総理大臣が定める基準に該当し、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる区域を、期間を定めて、注視区域として指定することができるものとし、注視区域においては、大規模な土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合には、当事者は、予定対価の額、土地の利用目的等を、市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならないものとする。

建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第99号）

【要 旨】

本法律案は、規制緩和、国際調和、安全性の一層の確保及び土地の合理的利用の推進等の要請に的確に対応した新たな建築規制制度を構築するため、民間機関による建築確認・検査制度の創設、建築基準への性能規定の導入を始めとする単体規制の見直し、建築確認の円滑化のための新たな手続制度の整備、中間検査制度の創設、一定の複数建築物に対する建築規制の適用の合理化等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 指定確認検査機関による建築確認・検査制度の創設

建設大臣又は都道府県知事の指定を受けた民間機関が建築主事と同様に建築確認及び検査を行うことができるものとするとともに、当該民間機関において建築確認及び検査を実施する者の資格検定及び登録の制度を設けることとする。

2 建築基準の性能規定化等基準体系の見直し

- (1) 建築物の構造規制等について満たすべき性能基準を明示し、これに適合することが一定の検証方式により確かめられるか、又は建設大臣があらかじめ定めた仕様に適合するものでなければならないものとする新たな方式を導入することとする。
- (2) 準防火地域内の木造3階建て共同住宅建築制限の緩和、住宅の居室に一律に日照を確保しなければならないこととする日照規定の廃止等規制の合理化を行うこととする。

3 中間検査制度の創設

建築物の安全性を確保するため工事の施工中に検査を行う中間検査制度を創設することとする。

4 一定の複数建築物に対する建築規制の適用の合理化

既存の建築物と連担して建築物を建築する場合において、各建築物の位置及び構造に

ついて安全上、防火上及び衛生上支障がないものと認定したときは、これらの複数の建築物を同一の敷地内にあるものとみなして容積率制限や建ぺい率制限等の建築規制を適用することとする。

5 施行期日

1、3及び4の規定については、公布の日から起算して1年、2の規定については、2年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行するものとする。

なお、2の②のうち、住宅居室の日照規定の廃止については、公布の日から施行することとする。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 1 建築規制について、その実効性の確保が必ずしも十分ではなかった実情にかんがみ、今回の法改正を契機に、地方公共団体が十分な執行体制の整備と本法の的確な執行が図れるよう、適切な支援を行い、その実効性を一層確保するよう努めること。
- 2 指定確認検査機関及び確認検査員については、民間開放の趣旨に十分沿った育成を図ること。さらに、中間検査の対象の拡大について、その実施状況を勘案しつつ、できるだけ早期に、充実強化を図ること。
- 3 国民の健康を保護することが法律の重要な目的であることにかんがみ、いわゆるシックハウス問題に関し積極的に取り組み、関連業界の自主的対応を促進するなどの対策を講じるとともに、必要に応じ、法令上の措置についても検討すること。
- 4 建築基準の性能規定化により、従来の仕様規定によって建築する中小建設業者が不利にならないよう、性能規定に関する情報の速やかな開示及び周知、中小建設業者の技術力向上に対する支援など特段の措置を講じること。
- 5 連担建築物設計制度の適用に当たっては、特定行政庁等が、十分な説明を当事者に対して行うとともに、当該土地の購入者等が、本制度が適用されていることを容易に知ることができるよう適切な措置を講じ、当該土地の権利関係で問題が生じないよう十分配慮すること。

右決議する。

優良田園住宅の建設の促進に関する法律案（衆第9号）

【要 旨】

本法律案は、多様な生活様式に対応し、かつ、潤いのある豊かな生活を営むことができる住宅が求められている状況にかんがみ、農山村地域、都市の近郊等における優良な住宅の建設を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 市町村は、一定の要件に該当する住宅である優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針を定めることができることとする。
- 2 優良田園住宅を建設しようとする者は、その建設計画を作成し、市町村の認定を受けることができることとする。
- 3 国の行政機関又は地方公共団体の長は、認定を受けた建設計画に従って土地を優良田

園住宅の用に供するため、農地法、都市計画法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該優良田園住宅の建設の促進が図られるよう適切な配慮をすることとする。

4 税制上の措置、住宅金融公庫等の融資に当たっての配慮に関する規定を設ける。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（8件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※14	道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案	衆	10. 1. 30	10. 3. 23	10. 3. 31 可決	10. 3. 31 可決	10. 3. 17 建設	10. 3. 18 可決	10. 3. 19 可決
			○10. 3. 17 衆本会議趣旨説明						
※15	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案	〃	1. 30	4. 8	4. 9 可決	4. 10 可決	3. 31 建設	4. 3 可決	4. 3 可決
※16	公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 3	3. 23	3. 31 可決 附帯決議	3. 31 可決	3. 12 環境	3. 19 可決 附帯決議	3. 20 可決
47	都市計画法の一部を改正する法律案	〃	2. 23	5. 11	5. 21 可決 附帯決議	5. 22 可決	4. 16 建設	5. 6 可決 附帯決議	5. 7 可決
			○10. 5. 11 参本会議趣旨説明 ○10. 4. 16 衆本会議趣旨説明						
48	都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 23	5. 11	5. 21 可決	5. 22 可決	4. 16 建設	5. 6 可決	5. 7 可決
70	高速自動車国道法等の一部を改正する法律案	参	3. 3	4. 8	4. 23 可決 附帯決議	4. 24 可決	5. 19 建設	5. 22 可決 附帯決議	5. 28 可決
82	国土利用計画法の一部を改正する法律案	衆	3. 11	5. 11	5. 21 可決	5. 22 可決	4. 16 建設	5. 6 可決	5. 7 可決
99	建築基準法の一部を改正する法律案	〃	3. 17	5. 21 (予備)	6. 4 可決 附帯決議	6. 5 可決	4. 24 建設	5. 20 可決 附帯決議	5. 21 可決
			○10. 4. 24 衆本会議趣旨説明						

・衆議院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院への 提出月日	参議院			衆議院		
					委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
9	優良田園住宅の建設の促進に関する法律案	建設委員長 遠藤 乙彦君 (10. 3. 20)	10. 3. 23	10. 3. 24	10. 4. 8	10. 4. 9 可決	10. 4. 10 可決			10. 3. 24